

持続可能な調達ワーキンググループ（第9回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成28年9月30日 金曜日 14:00～17:00

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

（事務局）まずは労働関係のヒアリングを行う。次に食材の調達基準と飲食提供基本戦略との仕分けについて説明したい。その後、農・畜・水産物の基準に関して追加のヒアリングを行う。最後に個別基準を作成する物品・サービスについて説明したい。

2. 労働関係のヒアリングについて

（事務局）前回のWGでは、外国人技能実習生の関係は共通事項の中で対応していく旨説明し、御理解いただいているところだが、具体的な対処を検討するに当たり実態をよく把握する必要があるとの御意見があったところ。また、これ以外の人権・労働関係のトピックについても、どのような課題があるのか現状を正しく認識した上で、どのような配慮がどのような水準で必要か考えるべきではないかという御意見もあった。そのため、本日は、労働問題全般についてILO駐日事務所の田口代表にご説明をお願いしている。また、外国人技能実習制度の現状及び制度の見直しについて、法務省入国在留課の丸山課長、厚生労働省海外協力課の高橋課長にご説明をお願いしているところ。

・国際的な労働関係の課題について、ILO駐日事務所駐日代表の田口晶子氏から資料2-1に沿って説明

・技能実習制度について、法務省入国管理局入国在留課長の丸山秀治氏及び厚生労働省職業能力開発局海外協力課長の高橋秀誠氏から資料2-2に沿って説明

（富田）不正行為についてスライド5に273件という数字があるが、数字の取り方について確認したい。

（丸山）この数字は技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した受入れ機関数である。改善指導や注意喚起したものは含まれていない。端緒は、労働基準監督署の巡回で発覚したもの、入国管理局の審査や調査の中で発覚

したもの、技能実習生からの申し立てで発覚したものなどがある。

(土井) 様々な不正行為が列挙されているが指摘があるが、現在の法律や改正案ですべての人権侵害の態様がカバーされているか、それともまだ改善すべき点等あるか教えてほしい。

(高橋) 今は何らかの端緒があって関係官署が入って不正があれば取り締まる、あるいは指導するとなっている。新しい法律では外国人実習機構ができるが、監理団体については毎年1回、技能実習生を受け入れている企業等については3年に1回実地検査が入る。もちろん定期的な検査以外にも端緒があれば実地調査を行うことを考えている。このように細かく取り組むことによって、かなりの人権侵害行為を是正できると考えている。

(土井) 法改正によって法の執行度合いが上がるということは理解した。実習期間中にトラブルがあると実習生を強制的に帰国させてしまうという事例があると聞いている。ちなみに期間途中で帰国する実習生は年間1万人くらいと理解している。違約金、保証金などとあわせて強制帰国の可能性が心理的な負担となり、不当な待遇に対しても声を上げられないということも聞いている。この強制帰国は、改正法でも不正行為に盛り込まれていないと聞いた。そういった今回の法改正で取り残された課題はあるか、という趣旨でお伺いした。

(丸山) 今お話があった1万人くらいという数字については、おそらく技能実習の途中で帰った人達の数字として国会で説明した数字だと思う。この数字には技能実習生が自主的に帰国したものも含まれており、本国の家族の事情等の理由もある。いわゆる強制帰国を不正行為として認定した事例も数件報告されている。現行法でできることとして、実習期間を満了せずに途中で帰国する技能実習生が出入国港で出国確認を受けようとする場合、自分の意志で帰国するのかが確認する取組を始めている。また、こういった取組があることを入国時に手交する技能実習手帳の中でも示すこととしている。また、新法が施行されれば、技能実習をやめて途中で帰国する際には、新設される外国人技能実習機構に事前に届出をしてもらうことを考えているので、事前に届出があれば確認もできると思う。

(富田) 最後のページの「政府（当局）間の取決めがない」ということについて。保証金の問題が技能実習生だけでなく、他国での外国人労働者、移民労働者でも問題になっている。例えばエレクトロニクスの業界では、保証金を含めたリクルートメントフィーを全面的に禁止するという基準を作って、監査などをして排除しようとしている。国がやろうとしてもなかなか難しいので、そういう仕組みをとっていると思

う。今後、政府間取決めを行うとのことだが、送出し機関は監理団体が選んでできるものか、それとも日本政府の認可がないとできないものなのか。送出し機関をコントロールできないとなかなかうまくいかないと思う。これに対して、どのような形で日本政府としての管理を考えているのかを教えてください。

(高橋) 他国の送出し機関に対し、日本の法律で規制等定めることはできないが、国として要請することはできるし、監理団体を通じて違約金、保証金はやめてほしいということをお願いすることはできる。業として送出し機関をやっている所は各国法令に基づき、適正にやっていると考えている。今は送出し機関と監理団体の民民の関係で入ってくる方に対して入管時に書類で確認し受け入れているが、今後は民民の関係ということで放置するのではなく、日本国政府と送出し国政府で取決めを交わし、送出し国の中で送出し機関に対し、実習生から不当な金銭の徴収をしないようにしてもらおう。また、この要件に加えていくつかの要件を満たす時に、きちんとした送出し機関として送出し国に認定をしてもらおう。その認定機関を公表することによって日本の監理団体が適切なパートナーを選べるようにできるようなスキームも考えている。

(土井) 田口氏に確認したい。世界的にも移民労働者などの人権問題があるという話があったが、より詳しく教えていただきたい。

(田口) 移民労働者は開発途上国から先進国だけでなく、先進国から開発途上国、開発途上国から開発途上国、先進国から先進国と色々なパターンがある。搾取など人権問題が発生しやすいのは開発途上国から先進国であるが、搾取以外に問題なのは技能の高い人が先進国へ行った場合。本来母国で開発を担う技能の高い人が先進国へ行くことで、母国に仕送りをするだろうが、自分の国の発展に貢献できる優秀な人材がいなくなってしまう。先進国が優秀な人材を開発途上国から集めてしまうと開発途上国で国を発展させる人がいなくなってしまうので、十分配慮しなければいけない問題として考えられている。移民労働者自身、受入れ国、送出し国、その3つそれぞれが利益を得るにはどうしたらよいかということで、ILOはフレームワークを作って好事例を集め、提供する活動を行っている。

(富田) 田口氏に聞きたい。ILOとしてオリンピックの調達コードに期待しているところはあるか。

(田口) オリンピックのような大きなスポーツイベントでは非常に多くの物、サービス、労働者の移動が行われるので、ILOとしては、その国あるいは関わる国の労働条件を良くするための機会として考えている。大きなスポーツイベントはスポーツ振興

だけではなく、労働人権という意味でも大きなエポックにすることができると思う。

(土井) サプライチェーンについて田口氏にお聞きしたい。サプライチェーンの下流まで労働者の権利をどう守ってもらうかが課題かと思うが、サプライチェーン全体で労働、人権の観点を実現するためのアドバイス、提案はあるか。

(田口) グローバルサプライチェーンは今年の ILO 総会でも議題の一つとなった。ILO は色々な好事例を集め、広めていくことをしている。その中で大事なことは、話し合いと意識向上だと思う。非常に伝統的な手段だが、政府は何をすべきか、使用者、労働組合、労働者は何をすべきか、一般市民はどういったことができるのか、さらに ILO はどういう支援をするべきかということについて話し合いを続けている。成果が出たら皆さまにお示ししたいと考えている。

(下山) 本委員ではないが、参考に伺いたい。監理団体の監理料について。受け入れ農家が毎月監理料を払うが、25,000~40,000 円と幅がある。今回の制度の見直しで変わったりするのかな。

(高橋) 監理費については監理団体と受け入れ企業で契約なり合意があって決まっていると思っている。業種や地域、事業の規模、サービスの内容によって監理料に幅があると承知している。仮に技能実習生にその費用をしわ寄せするようなことがあれば大問題であるが、受入企業と監理団体の合意によって決まっているのであれば、それを行政が取り締まる話ではないと思っている。

3. 食材の調達基準に係る検討の範囲について

(事務局) 前回の WG で、飲食提供の計画と本 WG で検討する持続可能性に配慮した調達基準の切り分け・仕分けについて御質問があったので、資料3でご説明したい。「持続可能性に配慮した調達コード」については、物品・サービスの調達において、環境や人権・労働など「持続可能性」の観点からの調達基準を示すもの。食材の調達基準の検討においては、生産段階の食品安全性、環境保全や労働安全面での配慮等の視点から検討することとしたい。大会関係施設で提供される飲食においては、持続可能性に配慮した調達基準を満たす食材が使われることとなる。その上で、この基準を満たした食材を使って飲食サービスを提供するに当たり考慮すべき事項について、飲食提供基本戦略として検討することとなる。飲食提供基本戦略の具体的な内容については、食品安全衛生管理、栄養面の配慮、アレルギー対応、ドーピング対策、多様な文化・食習慣への対応のほか、日本の食文化の発信や運営時の

環境配慮などについて示すものになると想定されるが、これについては調達コードとは別のトラックで今後検討していくものである。なお、ロンドン大会やリオ大会では、食材の調達基準を含めた形で飲食提供の戦略・計画が策定されていたが、東京大会では、生産者の準備期間を考慮して、食材の持続可能性に関する調達基準を先に検討する形を取っている点で過去大会と取扱いが異なっている。

(富田) 資料3の下の矢印が農・畜・水産物の調達基準だけから出ているように見える。食材の段階でも共通事項は適用されるものだと理解しているがその理解で問題ないか。人権の分野が共通事項で話されるということもあるので、共通事項にもかかっていることがわかるように示してほしい。また、食事を提供するケータリング業者自体も共通事項の適用となる理解で問題ないかを確認したい。

(事務局) 富田委員の理解のとおりで問題ない。

(加藤) 前回のWGで下山委員のネオニコチノイドに関する発言について補足したい。欧州で問題が指摘されているネオニコチノイド系農薬のリスクを勘案する必要はないか、という趣旨のご意見があったが、わが国において既にリスク評価されリスク管理措置が法令等により義務づけられている事項以外にも、海外で認識されているリスクがあるということ、下山委員は言いたかったのだと思う。そうしたわが国においてまだリスク管理が法令等により求められていない事項についても、今回の食材調達基準の中で扱うかどうか。これは三分野に共通することなので、まず、そのスタンスを決めてはどうか。

(事務局) それについては農産物の個別基準の中で検討していきたいと思う。

(鬼武) 資料3の区分けは理解できた。追加の意見として food safety の関係でアレルギーなどは各国、人種間で異なることが多い。日本の制度は主に日本人向けのアレルギー情報の表示である。この場ではないが、飲食提供基本戦略などではもっとグローバルな視点でアレルギー等の情報提供について検討した方がよい。

(小西) この区分けで今後議論がしやすくなったと思う。加工品について確認したい。前回は生鮮食品が対象だとのことだったがパームはどうなるか。また、飲食提供基本戦略の方では紙コップやお皿などの紙を使うと思う。そうすると紙はどうなるのか。この2つはどこに当てはまってくるのかを教えてほしい。

(事務局) 加工食品は左側の調達コードに当てはまる。前回の基準案でも加工食品は当てはまっていないわけではなく、主要原材料ができるだけ基準を満たすようにしてもらおうという話をした。書き方についてはこれから検討が必要だと思うが、これから

考える食材の基準については生鮮品だけではなく、加工品も視野に入れた基準になる。パーム油は農産物と別枠で検討を考えている。飲食提供時の紙コップやお皿については右側の「運営時の環境配慮」の中で具体的に検討していくと思う。ケータリング業者のオペレーションにも関わってくるため、提供に係る環境配慮については飲食提供基本戦略で検討することになると考えている。

(小西) 今の話から紙やパームは今から議論に入れた方がよいのではないかと理解した。木材の調達基準の時にも紙を外しているのので、調達コードで紙やパームの基準を別途作らないのであれば、加工品としてコードに入れた方がよい。どちらで作るのかを確認したい。

(事務局) パーム油と紙は調達コードで個別基準を作る。

(田中) 資料3の区分けであるが、今までの議論では調達コードと飲食提供基本戦略の両者の立場を踏まえ、大会で使用する量や種類が、その調達コードで供給が可能なのかについても、お互いにコミュニケーションを取りながら検討していくという理解だったが、この図はその関係を否定するものではないという理解で問題ないか。

(事務局) その理解で問題ない。

(秋月) 委員から概ね理解を得られたと思う。

4. 農産物の基準の検討について

(事務局) 前回のWGで、国際的にどういった課題があるのか、また、先日晒したたき台はそうした課題をカバーできているのかといった御意見があったところ。そのため、中嶋委員が国際的な課題についてご説明の準備をしてくれた。残念ながらご本人は本日出席できないこととなったので、事前に中嶋委員から説明を受けた内容について、事務局からご説明したい。

(事務局より資料4-1に沿って説明)

(事務局) なお、中嶋委員に、前回事務局から示した基準のポイントやそれを踏まえた議論が、こうした課題をカバーしたものになっているかどうか御意見を伺ったところ、これまでの議論はこうした課題におおむね対応できているというコメントだった。

(土井) 漁業における人身売買はどこにあたるのか。

(事務局) 中嶋委員との話では特に触れられていなかった

(大関) 5ページ目の原則2の7に責任ある漁業の行動指針の実行とあるが、FAOの責任あ

る漁業の行動指針の中で奴隷労働の禁止が謳われているのでこの部分に対応すると理解する。

(鬼武) IFPRI が参照文書として入っているがどういう視点から入れたのか。IFPRI は色々な活動をしており、途上国の栄養問題に対してバイオフィューチャーとしてビタミン・ミネラルが豊富な農作物を提供するといったパイロット研究等の具体的な取組もしていると認識している。

(事務局) 中嶋委員が持続可能性という観点から調べた中で、IFPRI の報告の中に持続可能性に関する報告があったので参照したと聞いている。

(武田 (青山委員の代理)) 小規模生産者の支援について。日本は小規模生産者が多い。小規模生産者から荷を集めて流通させるという仕組みを調達コードで明確にしてもらうと、日本の農業者も非常に助かると思う。

(事務局) ご意見として承る。今の説明はグローバルな視点からどういった課題があるのか、それに対し我々の基準が対応できているのかという趣旨であるので、基準の具体をどうしていくかは別途議論したいと思う。

(富田) 1 ページ目のまとめの部分に 4) 生産者の人権・健康への配慮がある。これはどこから導いたものか。

(事務局) 詳しくは中嶋委員に確認する。「人権」という単語はないが、事務局の理解では 5 ページの原則 3、原則 5 などが関係すると考えている。

(土井) 広範なリストであることは理解した。概ねカバーされているとのことだが、これでカバーされていない部分はどこかを中嶋委員に抽出していただき、改めて伺いたい。

(富田) 持続可能性の定義、対象範囲にもよると思う。今回の資料は環境寄りの持続可能性の定義になっていると思う。人権といった倫理面等が薄いので、その部分については改めて精査が必要だと思う。

5. 畜産物の基準の検討について

(事務局) この時間はアニマルウェルフェアについてヒアリングを行う。

- ・アニマルウェルフェアについて、枝廣淳子氏から資料 4-2 に沿って説明
- ・アニマルウェルフェアについて、八木特別委員から資料 4-3 に沿って説明

(藁田) 今の話を補足すると、日本のアニマルウェルフェアの飼養管理指針は平成 21 年か

らで、OIE コードができたのは平成 25 年なので、OIE コードに先駆けて指針を策定している。これまでも普及活動を進めているが、更に進めることが大事だと考えている。日本 JGAP 協会から JGAP 畜産版を作るという話があった。この中ではアニマルウェルフェアを要素として盛り込むとのことなので、農水省としても協力していきたいと思っている。また、JGAP 畜産版策定に併せて、GAP に至らないが GAP に取り組みたいという畜産農家を応援したいと考えている。GAP チャレンジと銘打って取組を進め、生産者がアニマルウェルフェアにより関心を持ち、実践してもらえよう働きかけていきたいと考えている。

(土井) 今回のヒアリングの構成がよいと思う。アニマルウェルフェアの立場の専門家とその運営に携わる専門家がいるので、違った角度から専門家たちの意見をぶつけあっていただけたので、事実が浮き彫りになる。このように立場の異なるその道の専門家が直接意見をぶつけ合うことが必要とこれまでも何度も提案してきた。今後ともこのように進めてもらえるとよいと思う。ヒアリングを聞いた中では、八木委員は飼養管理指針は OIE コードに則りしっかりやっている、枝廣委員はそれでは足りない、ということで内容が全く異なっていたと思う。枝廣委員から改めて直接質問をしてもらおうと理解が深まると思う。

(枝廣) いくつか懸念点があるので、今後どのように対応を考えているのかを確認したい。

OIE はたくさんの加盟国が準拠できる基準のため、高い基準というよりも最低限の基準になると思われる。そのため、自由な行動の確保、自由な行動がないことへの精神的な苦痛の面が弱いという指摘がある。直接身体を傷つけないような基準は設けているが、OIE の基準に沿っているから問題ないと言い切って良いのか確認させていただきたい。オリンピックならではの高い基準を目指すことも考えられると思っている。次に飼養管理指針は努力義務的な位置づけで具体的な面積などを定めていない基準が多いと感じている。EU は具体的な面積等の数値がある。実際の実効性はどうか確認したい。次の質問は難しいと思うが日本の独特の縦割りの制度について。農場関係は農林水産省、と殺は厚生労働省、輸送は国土交通省の管轄になっている。縦割りの中で隙間に落ちてしまう課題はないのか。輸送に関しては基準がないと思う。日本の国内事情であるが、東京オリンピックとしてどう補っていくのかを確認したい。最後に管理指針のポイントをどうやって周知と併せて実行してもらおうか。違反や是正勧告といった仕組みはあるのか、それともガイドラインだけなのか、それとも認証したり格付けして消費者が選べるような仕組みは考えているのか。意識啓発も大事だが、実際それをやってもらうことと、そう

いった生産物を買ってもらうという両輪が大事だと思うので確認したい。

(佐藤) アニマルウェルフェアをずっと研究してきた者としてコメントしたい。アニマルウェルフェアは動物の感情、ストレスと自然性に配慮するという。何か質的にここまで取り組んだらアニマルウェルフェアを満たすといった規定はなく、色々な段階がある。EU のアニマルウェルフェアは高い基準であるが、それは補助金と研究開発、それに代わる飼育システムの研究開発と消費者がその価格上昇に対応できる、といった下地があるから。下地がないところにあまり高い水準を求めると生産者の反発を招く可能性がある。OIE は 180 か国の同意の下に作られた基準で、世界の生産者、動物福祉団体、消費者等色々な人の合意の下に作られている。そういった観点から OIE が世界標準的なものになると思う。OIE コードに準拠して日本のアニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針が作られている。枝廣委員の資料のページ 34 のスライドを見てほしい。世界的に見ると日本は D で真ん中の評価。アメリカやカナダも D ランク。日本がなぜ中程度に評価されているかという、OIE 基準に則ったアニマルウェルフェアの飼養管理指針があるということで、それなりに評価を受けているから。他方、実行の担保がないから D という評価になっている。アニマルウェルフェアは快適性に配慮することによって、動物が健康になり、感染にも強くなり、生産物も良くなる。正しい方向だと思うので、この機会に一步進めてもらいたいと思っている。もし 2 種類の基準を設けるならば、ベンチマーク基準としては、農家に飼養管理指針を遵守してもらうことではないか。アニマルウェルフェアを知らない人がほとんどだと思う。高いレベルであれば、今 OIE は ISO と組んで ISO 認証を作っている。ISO/TS34700 が今年の 12 月にできる予定。これは国際認証規格なので、この認証を取得したものをアスピレーションスタンダードとして定めたら素晴らしいと思う。

(藁田) 農水省からも補足させていただきたい。生産者にいかに浸透していくかについては、非常に大きなポイントだと思っている。JGAP 協会が作る畜産版 JGAP にアニマルウェルフェアを位置付けてもらうことで、生産者の励みにもなると思う。また認証制度なので消費者にも認識されるようになる。また、いかに生産者に GAP にチャレンジしてもらうかについて、GAP に取り組んでいただく方を支えるようなスキームを農水省で考えていきたい。次は輸送とと畜の関係について。日本の動物愛護は環境省が所管しているが、産業動物に関する飼養管理に関する基準がある。農水省も基準策定時には協力しているが、その中に輸送に関する規定がある。と畜に関しては、農水省から関係団体をお願いして、と畜場において家畜が適切に管理されるよ

う盛り込んだマニュアルを作っている。既に色々な所に配布し、普及を進めているが、更に周知を進めていきたいと思う。

(八木) 指針が努力規定的で具体的な数値がないという話に関して。飼養管理指針の一般原則にも書いてあるが、アニマルウェルフェアで一番大事にしないといけないのは、施設や設備の構造よりも、毎日家畜をしっかり観察し、どういう状態かを生産者が把握すること。広い場所で飼えばいいということだけではなく、しっかりと観察をして、飼い方に合った状況をしっかり作ってあげることが大事であり、あえて具体的な数値は書いていない。指針の中では参考として数値を挙げている部分もあるが、必ずしもそれを頼りにするのではなく、しっかりと観察して状況を判断することが大切だと記載されている。

(鬼武) 八木委員の資料の 10 ページで書かれている参照事項についてだが、1995 年 WTO が国際機関として設立され、SPS 協定の中で食品安全は Codex、植物防疫は IPPC、動物衛生については OIE、それが世界的な参照基準としてのグローバルスタンダードであると記述されている。当初は消費者団体等の反対があったかもしれないが、今は国際化の中で透明性なり、公開性を持ってやっていると理解している。そういう中で OIE では International Conference を定期的に開催しており、民間の方も出ることができ、意見を交わすことができる。例えばヨーロッパのアニマルウェルフェアについて日本が学ばなければいけない所や、枝廣委員の指摘については、そういった場で今後の OIE のコードを作る中で、構築していけばよいのではないかと理解している。

(武田) オリンピックを目指した取組と、オリンピック後の日本の畜産をきちんと分けて考えてもらえばと思う。オリンピックに日本の畜産物を出すということが最大の目的であると思うので、まずは畜産農家にアニマルウェルフェアについて周知徹底することを目的としていただきたい。

(土井) 畜産物の調達基準は引き続き検討するという事でよいか。重複になるが、今日のディスカッションは色々な立場の専門家が直接意見をぶつけ合ったことがよかったと思う。飼養管理指針を進めていかなければいけないということは専門家の意見が一致したことだと思うが、執行が足りていないのではないかという認識もあったし、飼養管理指針だけでは不十分という見解もあったが、議論の時間がなかったので、引き続き検討が必要であると思う。次回も枝廣委員等呼んで、こういった形で開催すると意味のある議論になると思う。

(事務局) 畜産物を含め食材の調達の議論はこれからも続くので、必要なことはしっかり議

論したいと思う。他方、時間的な制約もあるので、そこは座長と相談しながら、必要なことがバランスよく議論できるようにやっていきたいと思う。

(伊地知 (南波特別委員の代理)) 日本の畜産振興に関わっている立場として意見を言いたい。枝廣委員の資料を見ていると日本の畜産物が劣っているような印象を受ける。日本の畜産振興を目的に日本産畜産物の輸出促進の仕事もしているが、日本の畜産物は世界的にもかなり評価が高い。アジアだけでなく、ヨーロッパ、アメリカでも日本の畜産物は安全・安心で高品質でおいしいと高い評価を受けている。特定の国の特定の基準で日本産畜産物が排除されることのないように、国際的基準である OIE コードを採択してもらい、日本産畜産物が海外の方にも食べていただけるようにしていただきたいと思う。

(秋月) 活発な意見に感謝する。引き続き、審議していくし、この機会により一歩前進するという気持ちはみなさん一緒だと思うので、検討を進めていきたいと思う。

6. 水産物の基準の検討について

(事務局) この時間はヒアリングを2つ行う。前回のWGで科学的根拠に基づく資源管理等について御意見があったので、大関委員からご説明いただく。また、小西委員からリクエストのあった養殖の認証制度のASCについてご説明いただく。ASC自身は出席できないので、ASCから御紹介いただいた国内の認証機関のアミタ株式会社の山野下氏にご説明をお願いします。

- ・ 科学的根拠に基づく資源管理等について、大関特別委員から資料4-4に沿って説明
- ・ アミタ株式会社環境認証チームチームリーダーの山野下仁文氏から資料4-5に沿って説明

(小西) 山野下氏に3つ質問がある。ASCは人権問題について対応しているか。基準はどのような関係者で策定されているか。対象魚種について、今は限られているように見えるが、今後増える予定はあるのか。

(山野下) 人権については社会の分野の基準で入っている。対象魚種について。今はコア基準を作っており、このコア基準ができると、それぞれの魚種にプラスアルファで基準を議論していくことになる。今後は対象魚種が増えるスピードが上がっていくと思う。ブリについては基準が最終段階で、今年中には公開され、来年早々には審査が始まるという流れになっている。基準策定の関係者は学者、NGO、政府機関、

養殖業者といったマルチステークホルダーで基準を決めている。

(小西) 南三陸町など復興という観点からも、日本で初めての ASC 認証ができてきていると思う。日本食の魚の半分は養殖である。インパクトが大きいので、ここの持続可能性は担保して世界に見せる必要があると思う。大関委員の説明の中で課題が指摘されているが、今後はどうやってこの課題を調達する側がコントロールしていけばよいか。認証品などは一目で持続可能性を確認できるのに対して、認証以外でこういった担保方法がとれるのか教えてほしい。また、水産機構の取り組む科学的情報について、今後は持続可能性などの判断材料に活用することを目的としているのか。

(大関) 2つの質問は関連しているので、まとめてお答えしたい。水産機構が作ろうとしているものは、それぞれの魚種について評価結果を公表し、消費者に理解してもらいたいということが目的の1つではあるが、その後ろにある細かいデータを MSC や MEL などの認証機関に活用してもらいたいことも大きな目的である。今回、日本各地の資源管理計画について紹介したが、こういった情報がほとんど得られないまま認証作業が進んだりしている。認証は必ずしもすべてのデータを集めるだけでなく、Best Available のデータをもとに認証せざるを得ないので、水産機構が持っている科学的データをできるだけたくさん使って、公正な認証を進めてほしいという願いが作業の中に含まれているということを理解いただきたい。水産機構の作業が調達基準について直接影響を与えるわけではないが、こういう状態にあるということを認識していただくことで意味があると考えている。

(富田) 山野下氏に確認したい。人権についてカバーされているとのことだが、数年前に養殖餌で人権の問題があった。この部分について ASC の仕組みでカバーはされているのか。

(山野下) 現状ではカバーされていないが、現在は餌の基準を検討中である。この認証は餌の供給者を対象としているが、今後は ASC が認証している餌の供給者からしか餌は買えないという仕組みになっていくので、将来的には餌の問題についても対応していくと思う。

(富田) 大関委員の非常に説得力がある美しい説明に感謝する。SDGs の話を聞く中で、飢餓への対処と持続可能性が密接な関係であることは理解できた。ちなみに漁業資源について、飢餓への対処という観点からどの程度貢献しているのか教えてほしい。お魚推奨リストについて、これがどういうタイミングでできているのか、時間軸的なものがあれば教えてほしい。

(大関) 小規模漁業が盛んなアフリカや東南アジア各地では非常に重要なタンパク源となっていると思う。また、各地で急速に発展している養殖業については、これから飢餓の撲滅という意味でのタンパク源として重要な位置を占めてくると考えている。今日は資料がないので、要望があれば次回資料を提出することを考えたいと思う。水産機構のプログラムの展開について。このデータ作業について、透明性が担保されていないという指摘がある中で、どうやって評価するのか、どういう魚種を選ぶのか、評価の手順がどうなっているのか、こういうことについて外部レビュー委員会を開いてマスコミに公表するという動きを始めているところ。年末までにはパブコメを通して数種の魚種の結果公表したいと考えている。また、2019 年末までには 50 種類くらいは出したいと思っている。

(鈴木) ASC のコア基準の 5. 病気と有害生物の管理方法のところ、魚が病気になった時、抗生物質や薬剤を極力使わないという話があった。リオの調達基準では ASC を使っていたが、「極力」の部分で使った場合には、何か見ればわかるようになってくるのか。もし、わからないようであれば、ASC だからといって問題ないと言い切れないので確認させてほしい。

(山野下) 説明が足りなくて申し訳ない。基準上は法律等で決められた抗生物質や養殖場、海洋環境に有害な化学物質は使用が禁止となっている。使った場合は認証されないということになる。

(鈴木) 水産資源の特徴として、自然要因で具体的な場所を特定できないという話があった。仮に事故があった区域に水の汚染があった場合、その区域で獲れた水産物については、認証を頼りに安全・安心とは言えないと思う。そういった場合、「認証された水産物であっても注意が必要」といった情報は出るのか。アスリートファーストの観点から安全面について確認したい。

(大関) 今指摘があった件に関連して、直近の例では福島原発で放射能漏れがあった時、漁獲されるものを調べて、安全か安全でないかを確認する作業が行われている。基準値を下回っても「何か月以上下がらないと試験操業を許さない」といった安全・安心をサポートする調査データを、水産庁並びに依頼を受けた水産研究所等が作業をしてとってきている。そういった安全・安心をサポートする活動をやっているということを、皆様にもわかるように情報として流していきたいと考えている。重油等化学物質の場合でも同様の体制がとられている。

(冨田) ドーピングのようなリスク対策について、認証はシステムの仕組みなのでそれを担保することは、ほとんど不可能だと思う。きちんとやるのであれば、サンプリング

して計測等することが必要かと思う。先ほど飲食基本提供戦略の話があったが、そこでサンプリング等の内容が含まれてくるのか確認したい。

(事務局) 飲食基本提供戦略は具体の検討が始まっていないので、何とも言えないが、ここで出た意見は飲食基本提供戦略で検討されていくことになると思う。

(秋月) 今日お話があった説明については、今後の検討の参考としていきたい。

(事務局) 農・畜・水産物の基準の内容については、今回のヒアリングで得られた情報も参考にして、さらに検討し、次回の会議でお示ししたい。なお、前回のWG後にメールで御意見をいただいている。ただ、これを1つ1つ説明する時間がないので、御意見とそれに対する反映の考え方を一覧表にしたものを机上配布することで説明に替えさせていただきたい。一度持ち帰ってご確認いただき、追加の御意見があれば、来週10月6日(木)までにご提出いただくという形にしたい。

7. 個別基準の作成対象の物品・サービスについて

(事務局) 前回のWGで、個別基準を作成する物品等について先に固めておくべきではないかという御意見があったところ、事務局より検討結果をご報告したい。3月に作成した重要分野整理表を参考にしつつ、事務局として個別基準の作成が必要な物品等を検討したところ。使用量が多い、または、熱帯林伐採などの環境面のインパクトの比較的大きいものとして、紙とパーム油については個別基準を作る方向としたい。このほか、調達規模の大きいものとして、建設・工事や機械・電子機器、ユニフォームについては、特に労働面での問題が起きないようにする必要があるが、これに関しては、上乘せの特別の要件を課すというよりは、法令遵守レベルのことを共通事項として求めた上で、遵守のコミットメント、サプライチェーンへの伝達、遵守状況のモニタリング、苦情処理システムの整備などにより担保を図ることとしたい。

(富田) 結論としてはよいと思う。ただ、なぜ紙やパーム、木材や農産物などの個別基準を策定するのかというロジックが重要。きちんと分析に基づき優先順位をつけたという根拠を示すことが大事だと思う。今策定の進んでいるISO20400の中でも優先順位付けが非常に重要な要素になっている。そのロジックを記録として明確に残すことで、ISOに準じたやり方をしているということがある意味証明できると思う。

8. 今後の予定について

(事務局) 次回は中旬以降となるが、具体の日程は今後調整したい。

(土井) 毎回、来て初めて当日の議題を知るという状況なので、今後は、次回の議題を、決まっている部分は前の回に教えてもらいたい。もしその後、その内容からが変わるのであれば適宜メール等で周知すればよいと思う。

(事務局) なるべく早いうちにお知らせできるようにする。

(土井) 本日、外国人労働者については、厚労省や法務省などからお話があった。枠組みを理解するのも大事だが、実態を理解することが何より不可欠で、実態を理解してから規制や枠組みを聞取るのが本来の順序だと思う。外国人労働者の実態についての専門家呼び、規制当局者などを同席してもらおうと喧々諤々の議論ができてよいと思う。業界団体や関係省庁、研究者などの専門家が委員としてよばれているが、環境・人権保護・反腐敗などの立場で、あらゆる権益から独立した市民社会側の代表者の専門家も含めて、喧々諤々の議論をすべきである。

(秋月) 事務局と相談して進めていきたいと思う。本日はこれにて閉会とする。